

大阪府発達支援拠点のあり方に関する 第1回部会の論点別主要意見

資料2-4

No.	論点	主な意見
1	発達支援拠点の現状	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村によっては、早期発見から支援体制を構築しているところと、十分リンクしていないところがあって、実際に発達支援拠点で勤務している職員の意見を聞いても、市町村から地域の放デイや児発センターと「どこが違うのか」ということを言われると聞いている。 ・人材をつなぎ止めておけることができるような予算配置にできるのかどうなのか、それが継続できるのか。 ・機関支援を実施する職員は、大阪府から予算付けをしてもらっているが、常勤1人も雇えない状況。
2	障害児通所支援の在り方に関する検討会報告書について	<ul style="list-style-type: none"> ・児童発達支援センターのあり方やその機能について挙げられているが、この検討の方向性の中で、児童発達支援センターは1次の機能として、幅広い高度な専門性に基づく発達支援、家族支援機能、それから地域の障がい児通所支援事業に対するスーパーバイズやコンサルテーション機能を担うべき。それから地域のインクルージョン推進の中核としての機能を持ち、地域の障がい児の発達支援の入り口としての相談機能を持つということ。発達支援拠点は2次の機関として児発センターに対するコンサルテーションや人材育成というところに注力をすべきではないかと思う。 ・1次支援機関として市町村の中でも発達障がいのある児童に対する支援をする。教育との連携をこれから担うので、そこをサポートしていくという役割を明確に府として位置付けて、そうすると市町村もそういう中で、発達障がい児支援の計画をつくる時に落とし込んでもらえると思う。明確な役割や位置付けを、しっかりとしていくということが重要。 ・児発センターも様々、専門性が高いところもあり、バラつきがある。それを全体的に底上げするのと、例えば児発センターが学校にコンサルに入るときにどのようにサポートするか、そのような仕組みに持っていかないと、なかなか2次圏域の拠点機関として圏域内全部のところを担うことはできない。 ・発達支援拠点が児発センターをコンサルテーションするという位置付けになったとしても、市町村の方でもすでにそういう動きがある中で、受け入れられるかどうか。
3	教育と福祉の連携について	<ul style="list-style-type: none"> ・児発センターと教育間の連携がない。児発センターで療育を受けた人の情報が学校に全然届いていない。 ・専門療育の機関として、アセスメントに基づいた個別の療育支援計画案を立てて実施している。そういうアセスメントはすごく重要で、それを学校の中でも継続して教育計画をつくる時に継続されていくという仕組みが、将来にわたる支援を考える際に必要。 ・重層的な構造をはっきりした中での広域的な支援の仕組みをつくらないと、発達支援拠点だけが児発センターや学校に行かなければいけない、療育も行うというようなことは不可能。 ・令和2年までのプランの評価のところ、学校教育のところでの取り組みを伺っていても、先ほど拠点校という言葉も出たが、すでに教育庁の方で幾つかの代表校を決めて、そこで集中的に専門家を派遣したりという取り組みがなされている。発達支援拠点が学校に入って行って、かたや大阪府庁の取り組み校も派遣が入っていてということがないように、そのあたりも、市町村教育委員会や障がい福祉と大阪府地域生活支援課等が発達支援拠点とともに連携していくことが必要。 ・学校に対する巡回支援については、もっと圏域の中でモデル事業の市町村をつかって、圏域の中で市教育委員会と連携して、そういうモデルをどのように今度広域的に広めていくか、その辺のもう少し仕組みも踏まえて、それから児発センターの今後のあり方も踏まえながら、発達支援拠点の効果的・効率的な動きができる仕組みづくりを検討していただきたい。 ・発達支援拠点やアクトおおさかが、単独で学校等と連携しようと思っても難しいので、大阪府担当課と教育サイドの教育庁、市町村教育委員会と協議しながら、そこで合意を持って、ある程度こういう方向でということがオーソライズされた上で進めていくと効率的な動きができるのではないか。 ・連携ということは、双方が何に困っていて、どんな情報を持っていて、どんなことに支援していただけるのか、またこちらからも教育側も逆に情報提供ができるのか、そういう双方のしっかりしたニーズがあった上で連携というのは始まる。教育現場の中では、こうした発達支援センターってどんな情報を持っているのか、支援できるのかというのは、そのところが把握されていない。